

防府市保健福祉事業実施要綱

令和 2 年 3 月 2 6 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。）第 1 1 5 条の 4 9 で定める保健福祉事業（以下「事業」という。）において行う事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、防府市とする。

(事業の内容及び対象者)

第 3 条 事業の内容及び対象者は、別表第 1 のとおりとする。

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるところによる。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

別表第 1

種類	内容
元気アップくらぶ事業	高齢者が身体機能の向上に資する活動や社会参加を促す活動を行うことで広く被保険者の介護予防を推進する場を、市内の各地区に週 1 回 2 時間以上開催する法人等に対し、運営費を助成する事業
在宅ねたきり高齢者等紙おむつ給付事業	低所得世帯に属する在宅の寝たきり高齢者、在宅の認知症高齢者等及びその介護者に対し紙おむつ及び尿とりパッドを給付することで、日常生活の便宜を図るとともに経済的負担を軽減し、在宅高齢者の自立助長と介護者の介護を容易にする事業